（別紙）
「平成30年農林水産省告示第576号（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第16条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第24条第１項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第17条及び第22条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第16条の主務大臣が指定する場合等を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集（パブリック・コメント）」に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
措置の実効性向上・代替手段の提案		
1	中国産ワタ種子の輸入時に届出や検査を義務付けることは、輸入事業者や関連産業に大きな事務負担とコストを課すおそれがある。一方で、日本側の輸入業者への規制強化だけでは、中国側の生産・選別段階における混入防止にはつながらず、実効性には疑問が残る。 そのため、国内での検査強化に加え、輸出国政府や生産者に対する改善要求、混入防止に向けた外交的・実務的な働きかけなど、サプライチェーン上流への対策も併せて進めるべき。	本措置は、指定する国や地域に対し是正を求めるものではなく、我が国でワタ種子を使用等しようとする輸入者が、未承認の遺伝子組換え生物等を知らないで輸入することを防止するためのものです。 ワタの主要な生産国においては、遺伝子組換えワタの栽培が認められているため、遺伝子組換えワタの種子が広く流通しています。このため、栽培用ワタ種子を輸入しようとする場合には、我が国で承認されていない遺伝子組換えワタ種子が混入していないことについて、輸入者において確認することが重要です。
2	未承認GMOの国内流入を防ぐことが目的であれば、中国産ワタを届出・検査対象とするだけでなく、輸入自体を禁止する方がより実効的ではないかと考える。事前届出や検査には限界があり、未承認GMOの流入リスクを確実に排除するためには、より厳格な措置を検討すべき。	本措置は、指定する国や地域に対し是正を求めるものではなく、我が国でワタ種子を使用等しようとする輸入者が、未承認の遺伝子組換え生物等を知らないで輸入することを防止するためのものです。 未承認の遺伝子組換え生物等を含まない中国産ワタ種子まで一律に輸入を禁止することを目的とするものではありません。
3	本措置は国全体を対象とするため貿易制限的であり、SPS協定が求める科学的根拠や必要最小限性との整合性に疑義がある。認定施設制度や輸出国との協議など、より制限の少ない代替策の検討が不十分。また、中国を名指しで規制対象とすることは、日中間の農産物貿易や外交関係に悪影響を及ぼすおそれがあり、輸出国の制度改善を促す協力的な対応が望まれる。	遺伝子組換え生物等の栽培や流通の認可は一般的に国や地域を単位として行われているものです。本措置は、指定する国や地域に対し是正を求めるものではなく、我が国でワタ種子を使用等しようとする輸入者が、未承認の遺伝子組換え生物等を知らないで輸入することを防止するためのものです。指定は、立入検査による未承認の遺伝子組換え生物等の検出実績を根拠に、その流入の蓋然性が高い当該生物等とその生産国又は地域に対して行うものとなっています。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
4	水際規制の厳格化に伴い、栽培用ワタの「用途偽装」や「第三国経由の迂回輸入」といった脱法行為の発生リスクが想定されるため、税関等の関係機関との情報共有・連携を強化し、輸入申告時の原産地確認および用途確認の徹底を要請するとともに、輸入事業者向けに「栽培用ワタの輸入に関する運用確認ガイドライン（FAQ含む）」を作成・公表することで、これらの脱法行為を防止するよう求める。	輸入の届出の確実な実施を担保し虚偽の届出を防止するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）第16条の規定による輸入の届出をせずに輸入した者又は虚偽の届出をして輸入した者には罰則が規定されています。 また、植物種子の輸入に当たっては、原則として輸出国政府機関が発行する検査証明書の添付が必要です。 届出の手続の方法等については、農林水産省ウェブサイト等を通じて情報提供を行っております。本告示改正が公布された後、施行されるまでの間に改正内容を掲載し、当該手続き等の周知に努めます。
情報公開・透明性の確保		
5	規制の妥当性と効果を国民および関係事業者に周知・検証し、透明性を確保するため、指定後の実施状況や成果として、検査結果および混入状況を定期的に情報公開することを求める。	カルタヘナ法第 16 条に基づく輸入の届出とこれを受けて同法第 17 条に基づき農林水産大臣が検査を受けるべきことを命じたもの（生物検査命令）の実績について、届出件数及びその検査結果を定期的に公表することとしています。
6	国単位での指定は問題のない生産者まで一律に規制する一方、混入の根本原因を解決できず、実効性に限界がある。輸出前検査証明や認定施設制度、輸出国との技術協議など、より効果的で負担の少ない代替策の検討が不十分。 また、改正の根拠となる検査結果やリスク評価の詳細が公表されておらず、手続の透明性や説明責任にも問題がある。今回の措置はカルタヘナ法の趣旨に比べて過剰であり、科学的根拠が不十分なまま特定国を指定することには反対する。少なくとも、詳細データの公表、代替措置の検討、中国との技術協議、指定基準の明確化を行った上で再検討すべき。	本措置は、指定する国や地域に対し是正を求めるものではなく、我が国でワタ種子を使用等しようとする輸入者が、未承認の遺伝子組換え生物等を知らないで輸入することを防止するためのものです。 本改正の内容及びその理由については、意見公募資料として公表しています。なお、カルタヘナ法第31条第１項に基づく立入検査の結果については、農林水産省ウェブサイトで公表しています。詳しくは以下の当該調査結果を御参照ください。 ・カルタヘナ法に基づく輸入時の立入検査の結果 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/kekka.html また、同法第4条第1項では、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする者は承認を受けなければならないとされています。本改正案は、その承認を受けていない使用等を防止するために、同法第16条に基づき措置するものです。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	本改正は、中国産ワタ種子への未承認遺伝子組換えワタの混入事例を受け、検査対象に追加して輸入防止を強化するものと理解している。改正の趣旨には一定の理解を示しますが、国民に分かりやすい背景説明や、改正によってどのような効果が期待されるのかについての説明が十分ではないと考える。 また、未承認遺伝子組換えワタの発見件数、届出件数・検査件数、検査期間、情報公開状況などの成果指標（KPI）が示されておらず、制度の有効性を客観的に検証できる仕組みが見当たらない。EBPMの観点から、基準値・目標値・達成期限を含む成果指標を設定し、その実績を定期的に公表すべき。	本改正は、カルタヘナ法第 31 条第１項に基づく立入検査等において、中国で生産されたワタ種子に未承認遺伝子組換えワタの混入が複数回確認されたことを踏まえ、中国で生産された栽培用ワタを同法第 16 条に基づく届出及び検査の対象として追加することにより、未承認遺伝子組換えワタの国内流入防止を図るものです。改正の背景及び概要については、意見公募資料において公表しています。 また、効果検証に係る成果指標（KPI）の設定について、同法第16条に基づく輸入の届出とこれを受けて同法第 17 条に基づき農林水産大臣が検査を受けるべきことを命じたもの（生物検査命令）の実績について、届出件数及びその検査結果を定期的に公表することとしています。
8	輸入国や品目を問わず検査体制を継続的に見直し、必要に応じて対象を拡大することを求める。また、検査結果や違反事例を積極的に公表し、情報提供の更なる充実を要望する。	今回の対象に限らず、未承認の遺伝子組換え生物等が流入するリスクが高いと判断された生物の種類並びに生産国及び地域について、今後も、必要に応じ事前の届出の指定の対象を見直す可能性があります。 また、同法第31条第１項に基づく立入検査の結果については、農林水産省ウェブサイトで公表しております。 ・カルタヘナ法に基づく輸入時の立入検査の結果 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/kekka.html
科学的根拠・指定基準の明確化		
9	改正理由として未承認遺伝子組換えワタの混入が「複数回」確認されたとされているが、検出件数や混入率などの具体的データが示されておらず、指定の必要性を判断できない。また、ワタは国内での逸出・定着リスクが低いとされており、生物多様性への影響を裏付ける科学的根拠も不明。リスクの定量的評価がないまま国単位で規制を強化することには慎重であるべき。	カルタヘナ法第16条に基づく指定は、同法第31条第１項に基づく立入検査等の結果を踏まえて行われます。これは、生物多様性影響が生ずるおそれがないとはいえない遺伝子組換え生物等を、これに該当すると知らないで輸入するおそれが高い場合等を対象とします。 また、未承認遺伝子組換え生物等が検出された種子又は苗のロットについては、混入率の高低にかかわらず流通を認めていません。今回の指定は、未承認遺伝子組換えワタの混入が実際に複数回確認された事実等に基づき、総合的に判断しています。 なお、遺伝子組換えワタについて、我が国では第一種使用規定に栽培を含む系統の承認はされておらず、これを栽培した場合の生物多様性影響が生じるおそれがないことは確認されていません。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	改正の根拠として「複数回」の未承認GMO混入が挙げられているが、件数や混入率などの具体的な基準が示されておらず、規制対象追加の判断根拠が不明確。このままでは行政裁量の余地が大きく、指定・解除の透明性や公平性に疑問が残る。規制の信頼性を高めるため、指定に至る客観的な基準や、指定解除の条件をあらかじめ明確に公表すべき。	届出の指定の対象とする基準や指定を解除する基準について、未承認の遺伝子組換え生物等の検出実績に加え、混入要因や当該国又は地域における認可状況等を総合的に勘案する必要があるため、あらかじめ一律の基準を設定することは適当ではないと考えています。
11	遺伝子組換えワタは、花粉飛散・昆虫媒介・種子散布などにより、承認品種であっても自然環境への遺伝子流出リスクをゼロにできない。届出対象の追加だけでなく、承認制度の見直し、承認後の長期モニタリングの強化、遺伝子流出の実態調査など、より包括的な対策が必要である。	遺伝子組換え生物等については、カルタヘナ法に基づき、科学的知見を基に申請ごとに審査を行った上で、その使用等により生物多様性影響が生じるおそれがないと認められた場合に限り第一種使用等が認められています。 また、農林水産省では、平成26年度から28年度にかけて、飼料用又は製油用に輸入されたワタの種子の流通時のこぼれ落ちに由来すると考えられる個体の生育実態等を調査し、流通時にワタの種子がこぼれ落ち、当該種子が発芽・生育することはあり得ますが、自生する可能性は低いと結論付けています。詳しくは以下の当該調査結果を御参照ください。 ・平成28年度ワタの生育実態等調査 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/attach/pdf/index-115.pdf 平成26年度及び平成27年度ワタの生育実態等調査 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/attach/pdf/index-59.pdf
事業者負担の軽減・円滑な実務運用		
12	新たな指定により対象となる輸入事業者に義務付けられる届出や検査手続きについて、事業者の不慣れや周知不足による物流の滞留や不適切申告の懸念があるため、円滑な運用を確保するために、届出書類の作成方法、検査手続、相談窓口などをまとめた「輸入事業者向け実務マニュアル」およびFAQを早期に公表し、e-Gov等を通じたオンライン届出手続きの円滑な運用体制を整えることを求める。	届出の手続の方法等については、農林水産省ウェブサイト等を通じて情報提供を行っております。オンライン届出手続きの運用の御提案については、今後の制度運用の参考とさせて頂きます。 ・カルタヘナ法に基づく輸入の届出及び生物検査の手続き https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/seibutu_kensa.html

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	届出・検査の義務化により、中国産ワタ種子の輸入事業者にはリードタイムの延長や検査費用、不合格時の廃棄・返送リスクなどの追加負担が生じる。これらのコストは最終的に利用者へ転嫁される可能性があり、経過期間が設けられていても既存の契約や作付け計画への影響は避けられない。費用対効果の検証が示されていない点は問題。	今回の措置は輸入を禁止するものではなく、事前確認により未承認遺伝子組換えワタの流通を防止することを目的としています。また、事業者が対応できるよう６か月の経過期間を設けており、規制による負担と生物多様性保全の必要性を総合的に勘案したものとなっています。
施行時期・通商ルールとの調和・国際連携		
14	本改正告示の施行までの期間（WTO SPS協定配慮の6か月）において、すでに立入検査等で複数回混入が確認されている未承認GMOが水際をすり抜けるリスクが残存するため、施行までの間、中国産ワタ種子および苗を「重点監視対象」として位置付け、モニタリング検査の頻度を自主的に引き上げるとともに、関連する輸入事業者および業界団体に対し、現地での検査確認や自主的な検査の実施を推奨する文書を発出するなど、暫定的な重点監視・注意喚起体制の整備を求める。	本改正告示の施行までの期間においても、カルタヘナ法第 31 条第１項に基づく立入検査等を実施し、未承認遺伝子組換え生物等の国内流入防止に取り組んでいます。また、流入のリスクが高いものについては、検査頻度を高めています。 なお、併せて、ワタの主要な生産国においては、遺伝子組換えワタの栽培が認められているため、遺伝子組換えワタの種子が広く流通しています。このため、意図せず我が国で栽培が承認されていない遺伝子組換えワタの種子を輸入するおそれがあることから、農林水産省のウェブサイトを通じて注意喚起を行っています。
15	WTO・SPS協定への対応として6か月の猶予期間が設けられており、その間も未承認GMOが輸入される可能性が残る。環境保全上の緊急性と通商ルールとのバランスについて、どちらを優先すべきかの考え方が明確でなく、リスク管理の妥当性を改めて検証する必要がある。	本改正の施行期日については、WTOのSPS協定に係るガイドラインを踏まえ、輸出加盟国等に必要な準備期間を設ける観点から、公布の日から６か月を経過した日としております。なお、施行までの期間においても、カルタヘナ法第31条第１項に基づく立入検査等を実施し、未承認遺伝子組換え生物等の国内流入防止に努めており、何らの措置も講じられないまま輸入されるものではありません。
16	未承認GMOの混入問題の根本的な解決と、日本側の行政コストおよび事業者の検査負担の長期化・高止まりを防ぐため、本告示の公表と並行して、二国間協議ルート等を通じて相手国関係当局（中華人民共和国）に対し、未承認GMOワタの混入防止対策の徹底を要請するなど、発生源に対する改善要請を並行して実施することを求める。	本措置は、指定する国や地域に対し是正を求めるものではなく、我が国でワタ種子を使用等しようとする輸入者が、未承認の遺伝子組換え生物等を知らないで輸入することを防止するためのものです。なお、今般の措置にあたり、中国当局に対し、未承認遺伝子組換え生物等の混入が確認された旨を伝達し、本措置の導入を事前に通告しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	その他	本意見・情報募集の対象ではありませんが、上記の御意見に加えて以下の御意見がありました。 ・輸入農産物の供給網強化について　１件 ・表示制度の充実について　１件 ・中国との外交対応について　４件

※ 今回意見公募手続に付した遺伝子組換え農作物の第一種使用等に関する審査結果に関する御意見について、その回答を掲載しています。
※ 上記の意見内訳は延べ件数です。重複する御意見があるため、その合計数と意見提出数は一致しません。